

ノ疑惑ヲ生ジ、賣買ノ公平ト圓滑ヲ缺クコトガ少クナインデアリマス、現在モ申述べマシタガ如ク缺陷ガアリマシテ、是ガ改善ノ爲ニ正量取引ヲ實行セナケレバナラヌト云フ議論ハ、明治三十二年以來朝野ニ於テ屢論ゼラレ、或ハ内地ノ製絲業者、賣込問屋、輸出商ノ間ニ於キマシテ、或ハ又米國ノ需要者ノ代表機關トモ見ルベキ絹業協會ト本邦ノ關係同業者ノ間ニ於キマシテ、屢協議ヲ重ネマシタ次第デアリマスガ、其結論ハ常ニ製絲取引ノ實施ニ付テハ異論ハナイガ、内地ノ生絲検査所ノ設備ガ不十分デアルガ故ニ實行ガ困難デアルト云フ故ヲ以テ、其検査所ノ設備ノ充實ヲ待ツノ外ナイト云フコトニ歸著致シテ居ツタノデアリマス、隨テ其間關係當業者ハ屢當局ニ對シテ國ノ生絲検査所ノ擴張ヲ建議シ、之ニ對シテハ政府モ本邦蠶絲業ノ健全ナル發達ヲ期スル上ニ於テ、検査所ノ擴張ヲ以テ緊要ノ事項ナリト認メ、其計畫ヲ爲シタコトモアルノデアリマスガ、財政ノ都合上之ヲ實現スルコトガ出來ナカッタノデアリマス、長イ間是ハ朝野ノ間ニ遺憾モセラレテ居ツタモノデアリマス、然ルニ偶大正九年ノ絲價暴落ノ際、是ガ救濟ノ爲ニ政府ノ援助ノ下ニ設立セラレマシタル彼ノ大日本帝國蠶絲株式會社、此株式會社ハ所期ノ目的ヲ達シテ解散致シマシタル際、其利益金ノ中力

テ百二十萬ヲ割イテ、政府ガ更ニ八十
萬ヲ支出シ、合セテ二百萬圓程度ノ豫
算ヲ以テ、正量取引實施ノ爲ニ生絲檢
查所ヲ擴張スルコトヲ條件トシテ寄附
ノ申出ガアリマシタ、政府ニ於キマシ
テハ、慎重研究ノ結果之ヲ受納スルコト
ニ決シマシタ、之ニ基キマシテ大正十二
年度カラ三箇年ニ亘ル繼續事業トシテ
検査所ノ擴張計畫ヲ立テ、第四十六議
會ノ協賛ヲ經タノデアリマス、然ルニ
其實行ニ著手シマスル間ノ大正十二年
ニ關東大震災ニ遭遇致シ、其爲メ一時
其計畫ヲ拠棄スルノ已ムヲ得ザルニ
至ツタノデアリマスガ、正量取引ノ實施
緊急ナルコトヲ認メテ、更ニ之ニ復舊
ノ經費ヲ加ヘ、大正十三、十四、兩年度
ノ繼續事業ト致シマシテ、重ネテ第四
十九議會ノ協賛ヲ經テ工事ニ著手致
シ、此工事ハ本年度内ニ其竣工ヲ見ル
筈デアリマス、茲ニ長年ノ内外當業者
ノ要望致シテ居リマス正量検査モ來年
度カラハ、實施ヲ得ル見込ガ立ツタノデ
アリマス、茲ニ正量取引ヲ行フ目的ヲ
以テ即チ生絲検査法案ヲ提案シタ次第
デアリマス、此案ノ内容ニ付キマシテ
一言申シテ置キマス、正量取引ノ實行
ヲ爲サンガ爲ニハ、先づ其生絲ニ對シ
テ正量ノ検査ヲ受ケルコトヲ輸出ノ條件トナ
スニ非サレバ其力ヲ期シ難イノデアリ
マスカラ、先づ第一條ニ於キマシテ、生
絲ハ正量検査ヲ受ケタモノニ非ザレバ
輸出スルコトヲ得ザルノ旨ヲ定メ、尙ホ
第二條ニ於キマシテハ、輸出生絲ノ賣
買取引ハ必ズ正量ニ依ルベキコトヲ規
定致シタノデアリマス、又ハ見本若クハ
種ノモノモアリマス、尤モ輸出生絲
博覽會出品用トシテ輸出スル如キ、非
營利ノ目的デ輸出セラル、モノガアリ
マスカラ、是等ニ對シマシテハ正量ノ
検査ヲ受ケ、又ハ強テ其賣買ヲ正量ニ
依ラシムル必要モナカラウト思ヒマス
カラ、是ハ第三條ニ於テ適當ノ除外例
ヲ設ケ得ル規定ヲ開イタノデアリマ
ス、又正量ノ検査ハ國ノ生絲検査所ニ
於テ之ヲ受クルコトヲ原則ト致シマス
ケレドモ、國ノ検査所ハ差當リ横濱港
ニノミ存シ、神戸港カラ輸出セラレテ
居リマス生絲ニ付キマシテハ、検査ヲ
受ケル上ニ於テ不便ガアルノデアリマ
スカラ、現在ノ神戸市立ノ検査所ノ檢
查ヲ以テ國ノ検査ニ代用スルノ方針
デ、是ガ爲ニ第一條第二項ノ規定ヲ設
ケタノデアリマス、次ニ脫法行爲ヲ防
止ケル爲ニハ反則者ニ對スル制裁ヲ設ケマ
シテ、且ツ監督ヲ爲シ得ル途ヲ開クニ
非ザレバ其目的ヲ達スルコトガ出來ナ
ケタ次第デアリマス、大體法案ノ内容
ヒマシテ第四條以下ニ相當ノ規定ヲ設
ケタノデアリマスカラ、他ノ立法例ニ倣
イノデアリマスカラ、何卒慎重
御審議下サレンコトヲ希望致シマス

○隅田委員 私ハ質問ニ入ルニ先ダチ
マシテ議事進行上政府當局ニ御願ヒシ
タイト思ヒマス、御提案ノ輸出生絲檢
査法案ヲ審議スルニ當リマシテ、此法
案ニ關聯致シテ居ル所ノ施行細則、並
ニ現行ノ生絲検査所ノ検査規程、此生
絲検査所ノ検査規程等モ何レ適當ニ修
正サレルコト、存ジマス、其施行細則
竝ニ検査規程ノ修正ニ對スル草案ノ御
提出ヲ願ヒタイト存ジマス、ソレカラ
更ニ今一ツ参考書ノ御提出ヲ願ヒタイ
コトハ、是ハ横濱ニ於テ發行シテ居ル
生絲専門雜誌ノ「シルク」ニ登載セラ
レテアルモノニアリマシテ、昨年ノ七
月二十八日付デ我ガ外務省ニ紐育駐在
首藤商務官ヨリノ報告書ガ參フテ居ル
ヤウデアリマス、其報告書ハ何レ農林
省ノ方ニモ移牒サレテアルコトト存ジ
マスガ、其報告書モアリマスルナラバ
御提出ヲ願ヒタイ、此報告書ハ本案ヲ
審議スルニ於テ重大ナル關係ヲ有シテ
居ルモノト信ジテ居リマスルガ故ニ希
望ヲ申ス次第デアリマス、ソレカラ更
ニ此法案ノ立法關係ニ付キマシテ、是
ハ畔田委員ヨリ御質問ガアルヤウデア
リマスガ故ニ、其場合ニハ山川政府委
員ノ御出席ヲ委員長ニ豫メ願フテ置キ
タイ

ガ確定シテ居ルト云フ譯デモアリマセ
ヌガ、大體ハ斯ウ云フモノデ組立テ、
行カウト云フコトハ今案ハアルノデア
リマス、是ハ其大體ノ事ヲ後カラ書イ
テ差上グマス、ソレカラ今ノ首藤氏ノ
報告、是モ得ラル、ト思ヒマスカラシ
テ、其報告書ガ得ラレマシタナラバ差
上グルコトニ致シマス

○隅田委員 私ガ政府當局ニ要求致シ
マシタ件ハ、本案審議ノ上ニ極メテ關
係ヲ有シテ居ルモノニアリマス故ニ、
成ベク早ク、願クバ今日ノ午後ニデモ
審議ヲ續行セラレル場合ニ於キマシ
テハ、ドウカ早ク御出シヲ願ヒタイ

○畔田委員 私ハ議事進行ニ關シマシ
テ質問致シタインデアリマスガ、其要
旨ハ農林省ノ問題デアリマスケレド
モ、事ハ憲法上ノ關係ニ重大ナ係ハリ
ヲ持ツテ居リマスガ故ニ、ドウカ法制局
長官ノ御出席ヲ願ヒタイ、只今御出席
ガ出來ナケレバ午後デモ宜シイノデ
アリマス

○折原委員長 貴方ノ質問ナサル時デ
宜シウゴザイマスカ

○畔田委員 是ハ根本問題デアリマス
ガ、私ハ直グ聞キタイト云フ譯デハア
リマセヌケレドモ、成ベク早ク願ヒタ
イ

○隅田委員 議事進行ニ付テ——今畔
田委員ノ御要求ハ極メテ適當ダト存ジ
マスガ故ニ、幸ヒ山川政府委員ガ直ニ
御出席ガ得ラレルヤウデアリマスレ

バ、本員ノ質問ヲ變更シテモ差支アリ
マセヌ

○加藤委員 私モ調査材料ヲ要求致シ
レルヤウデシタラ、其點ニ關シテハ御
異存アリマセヌカ

「[異議ナシ]ト呼フ者アリ」

○加藤委員 今立法上ノ疑義等ニ付テ
法制局長官ノ出席ハ最モ賛成スル所デ
アリマスガ、其出席セラレル前ニ普通

當リ前ノ質問ヲ繼續シテオヤリニナッ
テハ如何デアリマセウカ、午後ハ豫算

會議モアリマスコトデアリマスカラ
休會致シマシテ、明日ナリ明後日ニス

ルト云フコトニシテハ如何デアリマセ
ウカ

○折原委員長 法制局長官ハ今日ハム
ヅカシイサウデアリマス

○志賀委員 大分色モノ問題モアルヤ
ウデアリマスガ、調査材料ガ揃ヒマセ

スカラ、今日ハ此程度デ止メマシテ次
回ニ延期ヲ願ヒタイ

○折原委員長 若シ此外ニモ参考書等
ノ御要求等ガアリマスナラバ此際ニ御
要求ヲ願ヒタイ

○隅田委員 私ハ生絲検査所ノ成績表
等ヲ持ツテ居リマスガ、ソレ等モアリマ
スレバ各員ニ御配布ニナツテ戴キタイ

ト思ヒマス、又歐羅巴ニ於ケル所ノ正
量取引検査ノ方法ト云フヤウナモノモ
政府ニアリマセウカラ、ソレ等モ成ベ

ク脇寫版ニ願ツテ御出シヲ願ヒタイ、私
ハ持ツテ居リマスケレドモ、他ノ諸君ニ

○加藤委員 私モ調査材料ヲ要求致シ
マス、生絲格付ニ關スル試験研究調査
ハドノ位ノ程度マデ進デ居リマスカ、
ソレニ關スル印刷物ガアリマシタラ同

時ニ御提供ヲ願ヒタイ

○折原委員長 ソレデハ今日ハ延バス

ト云フコトニ皆様御異存アリマセヌカ
テハ如何デアリマセウカ、午後ハ豫算

會致シマス、次會ハ追テ公報ヲ以テ申
上グマス

午前十時五十二分散會

大正十五年二月二十四日印刷

大正十五年二月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 民友社